



14. 福祉

1. 児童福祉

子どもを養育するにあたり、以下のような手当があります。市町独自の給付制度がある場合もあります。くわしくは市町の役所の担当窓口へお問い合わせください。

1-1 児童手当 出産・育児「4-4 児童手当」 P180 を参照してください。

1-2 児童扶養手当 出産・育児「4-5 児童扶養手当」 P180 を参照してください。

1-3 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害を持つ20歳未満の児童を養育する父または母または養育者に支給する国の制度です。所得によって制限があり、児童が肢体不自由施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合などに限られます。

1-4 障害児福祉手当

重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の人に支給される国の制度です。身体障害者手帳1級程度または療養手帳Aの一部の人が対象です。所得などによって制限があります。

1-5 重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障害者（児）が負担する健康保険法の診療範囲内の自己負担相当額を助成します。身体障害者手帳1・2・3級また

は療育手帳 A または B の一部を持っている人が対象となります
(身体障害者手帳 3 級の方は制限があります)。

2. 介護保険

高齢になって介護が必要になったとき、社会全体で高齢者や
要介護者(要支援者)を支える制度が「介護保険」です。40 歳以上
の人が加入者となって保険料を出し合い、介護が必要な状態と認定さ
れたときに、費用の 1 割を負担して介護サービスを利用する仕組み
となっています。

2-1 加入者と保険料 40 歳以上が加入

この制度は、保険料と税金でまかなわれます。65 歳以上の人と、
40 ~ 64 歳で医療保険(国民健康保険、健康保険)に加入している
全員が保険料を負担します。また、介護保険給付の対象となります。
外国人登録をしている人で、在留期間が 1 年以上ある人、または
生活実態などから 1 年以上滞在すると認められる人で、40 歳以上の
人は、介護保険に加入しなければなりません。

保険料

第 1 号被保険者(国民健康保険加入者)と第 2 号被保険者
(健康保険加入者)では、保険料の負担方法やサービスを受け
る条件などが、それぞれ違います。第 1 号被保険者の保険料
は、国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、
国民健康保険と介護分をあわせて国民健康保険料として世帯主が納め
ます。第 2 号被保険者(加入者)は国民健康保険料などの医療保険料
に上積みして支払う仕組みになっています。保険料の金額は、加入し
ている医療保険によって異なります。また、65 歳以上の保険料は、

しょうとく おう ふたん ほけんりょう せってい
所得に応じた負担になるよう保険料が設定されています。

2-2 介護サービスを受けるには

どのような時

65歳以上で介護が必要な場合、または、老化に起因する特定疾病（パーキンソン病など15種類）により介護が必要になったときに限って、介護サービスを受けられます。



要介護認定

介護サービスを受けるには、市区町の役所に申請書を提出し、介護の必要度について、「要介護認定」を受ける必要があります。申請を受けて認定調査が行われ、その結果と医師の意見書をもとに、介護認定審査会で、介護の必要度が判定されます。（要支援、要介護1～5の6段階）

3. 障害者福祉

障害者の自立および社会参加の支援等のため、さまざまな施策が講ぜられています。

3-1 各種手帳について

からだの不自由な人は、身体障害者手帳を、知的な発達の遅れがある人は療育手帳を、精神疾患を持ち、日常や社会生活に制約がある人は、精神障害者保健福祉手帳をもらいます。

この手帳を持つことによって、各種制度が利用できるほか、税金の控除や交通料金の割引などがあります。

しょうがいしゃ ぎょうせい 3-2 障害者への行政サービス

サービスの種類	内容
いりょうひ えんじょ 医療費の援助	ちりょうひ いちぶ えんじょ しょうがい ていど ちりょうないよう 治療費の一部を援助（障害の程度や治療内容による）
ようぐ ころぶ しゅうり 用具の交付と修理	くるまいす ぎそく ほちょうき もうじんようあんぜん こうふ 車椅子、義足、補聴器、盲人用安全つえなどの交付、 しゅうり かしたし しょうがい ていど せいかつじょうきよう 修理、貸出（障害の程度や生活状況による）
て あし しきゅう 手当ての支給	ふくしせつ ばい じゅうど しょうがいしゃ て あし 福祉施設に入っていない重度の障害者に、手当てを しきゅう しょうがい ないよう ていど 支給（障害の内容や程度による）

ふくしせつ 3-3 福祉施設

しょうがいしゃ くんれん しえん しせつ
障害者の訓練や支援のための施設があります。

せいかつほご 4. 生活保護

せいかつほご 4-1 生活保護とは

かけい ささ ひと しぼう びょうき しゅうにゆう へ
家計を支えていた人の死亡や、病気、けがなどにより、収入が減
たり、なくなったりして生活に困っている人や、その家族に対して
ひつよう ほご おこな じりつ えんじょ せいで
必要な保護を行い、自立を援助する制度です。

せいかつほご うけるためには、まず各自がその持っている能力に応じて、
さいぜん どりよく ひつよう せいかつ せいで
最善の努力をすることが必要です。その様な努力をしても最低生活が
いじ ばあい ほご おこな
維持できない場合に、はじめて保護が行われます。

せいかつほご せたい たんい ようひおよ ていど さだ
生活保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めることを
げんそく にほん す がいこくじん せたい にほんじん せたい どうよう
原則としますが、日本に住む外国人の世帯も日本人の世帯と同様の
ようけん み せいかつほごほう じゅん よさんそち せいかつほご う
要件を満たせば、生活保護法に準じ予算措置として、生活保護を受け
ることができます。

せいかつ こま つぎ そうだん
生活に困ったらまずは次のところへ相談してください。

- ちいき みんせいいいん ばあい しちょうやくば き
・地域の民生委員（わからない場合は市町役場で聞いてください）
- くん す ひと まちやくば けん か も とうぶ ちゅうぶ けんこうふくし
・郡に住んでいる人 町役場または県（賀茂・東部・中部）健康福祉センター

